

監査公表第 514 号

平成 16 年 5 月 25 日監査公表第 503 号において公表した平成 15 年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17 年 2 月 3 日

京都市監査委員 磯 辺 寿 子  
同 今 枝 徳 藏  
同 江 草 哲 史  
同 藤 井 昭

平成 15 年度財政援助団体監査結果に対する措置状況

(保健福祉局 - 1)

監 査 の 結 果
4 社会福祉法人太陽の家 補助金の支出に関する事務について、事業完了前に補助金の額が確定しているときは前金払により、確定していないときは概算払により支出することができることされているが、補助金の額が確定していない時期にもかかわらず前金払で支出していた。 適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置
平成 16 年度から、前金払ではなく概算払によって支出し、事業終了後に決算書類を確認のうえ精算事務を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

5 京都つくし会つくしハウス

交付要綱によれば補助金の精算は、事業実績報告書その他必要な書類により行うとされているが、事業実績報告書の内容確認ができていなかった。

補助金の精算に当たっては、事業実績報告書の挙証資料の提出を求めるなど適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成15年度事業実績報告書においては、挙証資料として収支計算書の提出を求め、内容確認を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

7 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

キ 補助金の交付決定については、申請書、申請額内訳書及び予算書案の提出に基づいて行っているが、

(ア) 交付の目的及び対象事業の内容が明確になっていなかった。

(イ) 申請額内訳書には予算書案の収入予算額が掲げられているが、算出根拠となる書類が添付されていないため、申請額の適切さを判断する根拠が不明りょうであった。

(ウ) 申請額内訳書と予算書案の説明とが一致しない部分があるにもかかわらず、内容の確認をせずにそのまま受領していた。

補助金申請額の算出根拠となる書類を提出させるなど申請内容を精査したうえ、交付目的、補助対象及び補助金額算定の考え方を明確にして交付決定するなど、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

法人からの交付申請に際しては、補助金申請内訳書に具体的な説明を記載するよう指導し、交付の目的及び対象事業の内容が明確になるよう改めた。

また、平成16年度の当該補助金の交付に当たっては、交付決定書に補助項目、補助金額、補助金額の内訳及び補助対象となる京都市社会福祉協議会勘定科目及び法人予算額を記載した「補助金対象経費一覧」を添付するようになった。

監 査 の 結 果

- ク 補助対象事業等の履行状況の確認については、実績報告書及び決算報告書を提出させているが、
- (7) 実績報告書の支出内訳の項目が交付決定で認めた補助金申請額内訳書の項目と異なり、交付決定に基づく履行状況の確認ができないものがあった。
  - (イ) 人件費に対する補助金では、対象人数の確認をしていなかった。
  - (ウ) 活動費に対する補助金では、活動内容の確認をしていなかった。
- 適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成 15 年度の補助対象事業費等の履行確認については、履行状況、対象人数及び活動内容を確認した。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)